

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が軽減されます！

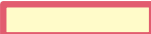
対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の軽減方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	出産予定月	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方							
多胎の方							

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。  …対象期間

※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0円になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

届出方法

- ① 深谷市役所 保険年金課または各総合支所 市民生活課の窓口
- ② 郵 送（※届出に必要な書類を届出先に郵送してください。）
- ③ 電子申請【マイナアプリ】
（※右記のQRコードを読み取り、ガイダンスに従い申請してください。）



届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
（※市ホームページでダウンロード可能です。「産前産後期間に係る国民健康保険税」で検索）
- ② 母子健康手帳（※①出産予定日又は出産日、②単胎又は多胎の別、③出産後に届出の場合は、親子関係を確認できる書類）
- ③ 本人確認書類（※届出者のもの）
- ④ 世帯主と出産被保険者のマイナンバーがわかるもの

届出先

〒366-8501 深谷市仲町11番1号 深谷市役所 保険年金課 国保税係
TEL：048-571-1211（内線：2172,2175） mail：nenkin@city.fukaya.saitama.jp

